

適用拡大情報

農林水産省登録
第14113号

除草剤
カソロン粒剤4.5
DBN 粒剤

平成29年5月31日付けで以下の通り適用拡大されました。

<変更内容>

●作物名「水田作物（水田畦畔）」、適用雑草名「一年生雑草(マメ科を除く)、多年生広葉雑草(マメ科を除く)」の使用量「6～8kg/10a」を「6～12kg/10a」へ変更する。

【変更前】

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	DBNを含む農薬の総使用回数
水田作物 (水田畦畔)	水田 畦畔	一年生雑草 (マメ科を除く) 多年生広葉雑草 (マメ科を除く) スギナ	秋冬期～春期 (雑草発生前 ～発生始期)	全土壌	6～8kg /10a	1回	全面 土壌 散布	1回

【変更後】

下線が変更部分です

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	DBNを含む農薬の総使用回数
水田作物 (水田畦畔)	水田 畦畔	一年生雑草 (マメ科を除く) 多年生広葉雑草 (マメ科を除く)	秋冬期～春期 (雑草発生前 ～発生始期)	全土壌	<u>6～12kg</u> <u>/10a</u>	1回	全面 土壌 散布	1回
		スギナ			6～8kg /10a			